

公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	新潟市旧齋藤家別邸		
管理者名	旧齋藤家別邸運営グループ	指定期間	平成30年4月1日 ～ 令和5年3月31日
担当課	中央区役所 地域課		
所在地	中央区西大畑町576番地		
根拠法令			
設置条例	新潟市旧齋藤家別邸条例		
施設概要	施設面積 敷地面積：4,549.93㎡ 施設内容 建物：木造2階建て 延床面積：762.39㎡ 一階大広間、一階座敷、西の間、土蔵、配膳室、二階大広間、二階座敷、茶室 東の間、交流スペース他 庭園（平成27年3月国名勝指定）		

施設設置目的

近代の新潟を代表する豪商の別荘である旧齋藤家別邸を、みなとまちで育まれたもてなしの文化を体感できる場として活用し、かつて柳都と呼ばれた新潟の繁栄ぶりを市内外に発信することにより、市民文化の向上、観光交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

【新潟市旧齋藤家別邸条例第1条（設置）】

管理・運営に関する基本理念、方針等

新潟市旧齋藤家別邸（以下「旧齋藤家別邸」という。）は、新潟市旧齋藤家別邸条例第1条（設置目的）に基づき、近代の新潟を代表する豪商の別荘である旧齋藤家別邸の庭園と建物を公開し、みなとまちで育まれたもてなしの文化を体感できる場として活用することで、かつて柳都と呼ばれた新潟の繁栄ぶりを内外に発信し、もって市民文化の創造、観光交流の推進及び地域の活性化を図ることを目的としています。

また、旧齋藤家別邸は、平成27年3月より旧齋藤氏別邸庭園として国名勝指定を受けている施設なので、施設の歴史的・文化的な価値を十分に理解し、文化財保護法に係る法令・例規等の施策に準じると共に、平成29年3月に策定した「名勝 旧齋藤氏別邸庭園保存活用計画」を尊重し、適正に管理運営することが求められます。

優良な指定管理者に管理運営させることで、多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、本施設の設置目的をより効果的・効率的に達成することを基本方針とします。

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価※	評価コメント※
市 民	提供サービスの情報発信	当館のイベント情報をホームページ等で月6回以上発信するものとする	イベントや庭園情報をホームページで87回、フェイスブックで50回の計137回発信した	A	こまめな情報発信に努めた
	施設利用度	来館者数の年間目標値を45,000人とする	目標値を下回った41,117人	B	
	自主事業の実施	設置目的に合致した自主事業を年間20回以上開催するものとする	企画展3事業、イベント4事業、セミナー12事業の計19事業40回の自主事業を開催した	A	指標を上回る件数で、多様な自主事業を実施した
	利用者の満足度	来館者アンケートを実施し、全体評価で「良い」「とても良い」が90%以上頂けるよう努めるものとする	回答総数234件中、良い「満足」「やや満足」として226件96.6%の評価をいただいた	A	高い満足度を得られている
	苦情・要望に対する対応	来館者からの苦情・要望については、3営業日以内に回答するものとする	苦情や要望をお受けすることはなかった	B	
	ボランティアの活動	館の運営にボランティアのサポートは不可欠であることから、1人当たりの活動回数を年間10回以上とする	館内ガイド216回、庭清掃111回、41人のボランティアから327回の活動（1人年8回）を行った	B	

財 務	管理運営経費の妥当性	管理運営経費を事業計画予算額以下とする	予算36,712,992円ー支出37,399,792円=△686,800円となったが、自主事業収入で補った	C	経費の削減に努めること
	市の歳入の増加	年間目標収入額を7、300千円以上とする	目標額を上回った7,579,276円	A	コロナ禍前の賑わいを取り戻しつつある
業 務	日常連絡の適切さ	情報の共有を図るため報告、連絡、相談を適時行うものとする	職員間は元より市担当課及び本社と情報を絶えず共有し、相互信頼の構築に努めた	B	
	改善を必要とする際の対応の迅速さ・適切さ	改善勧告等を受けた場合は、速やかにそれに対応するものとする	中央区建設課からの擁壁危険個所の指摘については、市担当課と協議のうえ対応した	B	
	他施設との連携	地域の活性化に努めるため、他施設との連携事業を年間10回以上開催するものとする	近隣の文化施設協議会（異人池の会：9館）による事業連携会議を開催。町歩きマップ改訂版を作成。全国町並みゼミの開催に協力した	B	
	安全責任者の配置と安全確保体制の確立	消防法の規定に基づく火災訓練を年2回以上実施するものとする	防火管理者の下で火災訓練を年2回（春秋）実施した	B	
	当該施設の管理に係る関係法令の遵守	各種マニュアルの点検・拡充を行うものとする	現金管理マニュアル、災害時行動マニュアル、開館・閉館作業手順書を策定して、適切な業務の管理運営に取り組んだ	A	適正な管理に努めた
	業務仕様書等に定める事項の遵守	その他業務仕様書等に定める事項の遵守	業務仕様書の内容を的確に実施した	B	
人 材	配置人員条件の充足	利用者へのサービス提供に支障ない人員体制を確保するものとする	常時、来館者のサービスに支障がない体制で取り組んだ	B	
	職員・ボランティア研修の実施	職員及びボランティアのステップアップ研修を年間6回以上実施するものとする	職員研修を4回、学芸員研修を1回、ボランティア研修を37回実施した	A	英語ガイドの育成に取り組んでいた

【評価基準】 A:要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている
 B:要求水準(評価指標)が達成されている
 C:要求水準(評価指標)が達成されていない

指定管理者記載欄（アピールしたい事項・未達成項目への改善策等）

- 館内、園路の日常点検を徹底することにより、来館者による怪我や事故を起こすことは無く運営することができました。
- 館内、庭園の日常清掃を徹底することにより、来館者から清掃に関する苦情をお受けすることは無く、運営することができました。
- 地震や悪天候（台風、大雨）後の施設内総点検を徹底することにより、施設へのストレス（毀損）は極力抑えることができました。
- 災害リスク「災害時の閉館判断マニュアル」に基づく施設内危険個所の発見（擁壁の状態変化、境界ブロック塀の亀裂傾斜）により、市担当課による緊急安全対策を実施することができました。
- コロナ禍で減少した来館者数を補うため、自主事業の開催に積極的に努めました。
- 地域コミュニティ醸成の一助として隣接9世帯の皆さまに、開催事業「文化の日、庭園ライトアップ、年末年始休館日」のお知らせを行いました。
- また、毎朝、道路（大神宮バス停前まで）の落ち葉の掃き掃除を実施しました。
- コロナ禍後のインバウンド対応については、行政及び旅行社と連携して取り組みました。
- 市担当課（中央区地域課、歴史文化課）と情報を絶えず共有し、相互信頼の構築に努めました。

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 （ 所 見 ）

市事業への協力や西大畑旭町文化施設協議会（異人池の会）、近隣民間施設、ボランティアと連携した事業など、積極的に企画展やセミナーを開催することで、新潟市の観光交流の推進及び地域活性化に寄与している。また、外国人観光客に対応できるよう、職員およびボランティアガイドの語学力向上に努めるなど、優れた人材育成を行っている。